

『無料相談会』開催のお知らせ

当法人にて休日無料相談会を下記のとおり開催します。
事前予約制のため、希望される方は、当方へ電話又はメールにてご予約ください。
また、お知り合いの方で相談会参加ご希望の方がおられましたら、お気軽にご連絡下さい。

開催日： 令和4年10月22日（土曜日）
場 所： 司法書士法人アスネット 事務所
時 間： 各回最大50分

- ① 午前10時～ ② 午前11時～ ③ 午後1時～
④ 午後2時～ ⑤ 午後3時～ ⑥ 午後4時～

◇司法書士

相続に関する法律問題、遺言、成年後見、不動産登記全般 など



NPO 法人不動産の承継を成功させる会の紹介

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、一級建築士、不動産鑑定士、税理士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士等、土地建物に関するプロフェッショナルで構成。「土業のネットワーク」を足がかりにワンストップサービスの実現に向けて、全員一丸となって邁進しています。参加方法は、NPO 法人のホームページ
<https://www.f-shokei.or.jp> をご覧ください。お待ちしております。



☆ NPO法人不動産の承継を成功させる会 不動産承継セミナー開催 ☆

11月19日(土)14:00～16:40 名古屋国際センター4F 第3研修室にて。

詳細については司法書士法人アスネットまでお問い合わせください。

『講演1 土地家屋調査士と不動産』

『講演2 不動産の資産効果と地域活性化』

発行者 〒464-0821 名古屋市千種区末盛通五丁目13番地 本山駅すぐ上



司法書士法人アスネット

司法書士 寺 町 敏 美（代表特定社員）
司法書士 山 田 桂（代表特定社員）
司法書士 寺 町 紘 人（社員）

TEL 052-762-5064 FAX 052-762-5079

E-mail tsm-tera@gol.com

ホームページ <http://www.asnet-gr.com>

明日へのネットワーク

2022年（令和4年） 秋号（93号）



A S N E T
Communications



「アスネット新体制のスタートです。」

2022年9月1日当事務所のメンバーが8年ぶりに入れ替わりました。「土田梨菜」が退職し、新たに「寺町紘人」が入りました。

司法書士法人になってからほぼ5年。順調に業績を重ねてきましたが、メンバーの交替を機に、アスネットは新体制をスタートさせます。

これまでも「依頼者の立場に立って信頼を得る」ことを第一に活動してきましたが、今後はこれを徹底させます。さらに、「地域の皆様のお役に立てる存在」になることを目指します。

そのために、情報管理を見直し、「皆様方にお役に立つ情報」を発信し続ける存在になりたいと思います。

① 事務所報の充実、②ホームページの見直し、③相談会の実施が中心になります。

① 事務所報については、いままで通り年4回発行しますが、登記制度の変更等をできるだけわかりやすく紹介することを徹底します。

② ホームページも見やすくし、随時更新することにしめます。事務所報との連動をさせます。

③ 定期的に相談会を実施し、個別のお客様への対応を充実させます。事務所報、ホームページにも相談会情報を掲載します。

その他、④お客様への定期訪問や定期連絡を実施し、お客様の求めている情報を的確に把握するよう努めていきます。

ようやくコロナの終息が見えてきました。ネットや非対面の対応が中心となってきましたが、できる限り対面を維持し、存在感を高めていきたいと思っています。

令和4（2022年）年10月

司法書士法人アスネット

代表社員 司法書士 寺町敏美



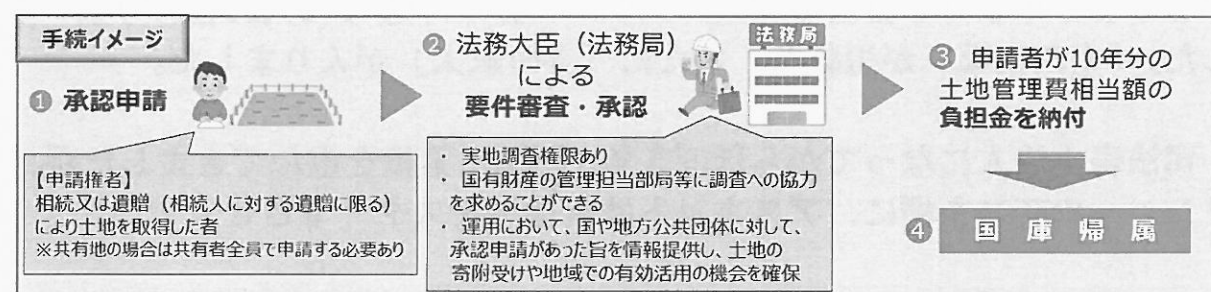
★相続土地国庫帰属制度がスタートします★



令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度がスタートします。

相続した土地について、『遠くに住んでいて利用する予定がない』、『周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい』といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）（以下「相続等」とします）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。



1 制度のポイント

- （1）相続等によって、土地の所有権又は共有持分を取得した者等は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて、承認を申請することができます。
- （2）法務大臣は、承認の審査をするために必要と判断したときは、その職員に調査をさせることができます。
- （3）法務大臣は、承認申請された土地が、通常の管理や処分をするよりも多くの費用や労力がかかる土地として法令に規定されたものに当たらないと判断したときは、土地の所有権の国庫への帰属について承認をします。
- （4）土地の所有権の国庫への帰属の承認を受けた方が、一定の負担金を国に納付した時点で、土地の所有権が国庫に帰属します。

2 申請ができる人

○相続等により土地を取得した相続人が申請可能です。

相続等以外の原因（売買等）により自ら土地を取得した方、相続人以外の方で遺贈により土地を取得した方、相続等により土地を取得することができない法人は、基本的に本制度を利用することはできません。

○共有者も申請ができます。

相続等により、土地の共有持分を取得した共有者は、共有者の全員が共同して申請を行うことによって、本制度を活用することができます。

土地の共有持分を相続等以外の原因により取得した共有者（例：売買により共有持分を取得した共有者）がいる場合であっても、相続等により共有持分を取得した共有者がいるときは、共有者の全員が共同して申請を行うことによって、本制度を活用することができます。

○施行前に相続した土地も対象です。

本制度開始前に相続等によって取得した土地についても、本制度の対象となります。例えば、数十年前に相続した土地についても、本制度の対象となります。

3 申請先

申請先は、帰属させる土地を管轄する法務局・地方法務局が予定されています。

4 帰属の承認ができない土地

（1）申請をすることができないケース（却下事由）

- A 建物がある土地
- B 担保権や使用収益権が設定されている土地
- C 他人の利用が予定されている土地
- D 土壤汚染されている土地
- E 境界が明らかなでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地

（2）承認を受けることができないケース（不承認事由）

- A 一定の勾配・高さの崖があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- B 土地の管理・処分を阻害する有体物が地上にある土地
- C 土地の管理・処分のために、除去が必要な有体物が地下にある土地
- D 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分できない土地
- E その他、通常の管理・処分に当たって過大な費用・労力がかかる土地

5 審査手数料（審査手数料の具体的な金額は、現在検討中です。）

6 負担金の目安（地域や面積に応じて、算定式によって算出されます。）

例：市街化区域・用途地域内 宅地－200㎡	⇒ 約80万円
市街化区域・用途地域内・農用区域等 農地－200㎡	⇒ 約45万円
地域不問 森林－1000㎡	⇒ 約26万円
その他の土地（調整区域の宅地や農地等） 面積不問	⇒ 20万円

《寺町紘人と申します。よろしくお願いいたします。》

令和3年度司法書士試験に合格し、今年8月に入所いたしました寺町紘人（てらまちひろと）と申します。所長と苗字が同じということで、ご縁がありまして、お世話になることになりました。

学生時代はサッカー部に所属しており、サッカー観戦も好きです。昔からグランパスを応援しているので、週末はスタジアムに観戦しに行きたいと思っています。

司法書士登録はされていますが、実務に関しては、まだまだ分からないことばかりで、事務所の先輩方に助けてもらいながら、なんとかやっております。一日でも早く、一人前の司法書士になり、皆様のご希望に添えるお仕事ができるよう、日々頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。